宇部市英語検定料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英語検定」という。)を受検した生徒の保護者に対し、予算の範囲内で英語検定料助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 助成金の交付対象者は、検定料の全額を負担して英語検定3級以上を受検した生徒の保護者(親権者、未成年後見人その他該当生徒を養育している者をいう。以下同じ。)であって、次に該当するものとする。
 - (1) 市内の公立中学校に在籍している生徒の保護者

(助成金の額)

- 第3条 助成金は、2,200円とする。
- 2 助成金の交付回数は、英語検定を受検した生徒1人につき、1年度当たり1回に 限る。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、助成を受けようとする英語検定のあった日の属する年度の3月1日までに、宇部市英語検定料助成金交付申請書(様式第1号)に、受験したことが確認できるものを添付して、教育委員会を経由し、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、 助成金の交付の可否を決定し、学校を通じて通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を請求しようとするときは宇 部市英語検定料助成金交付請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の 交付を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が 交付されているときは、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。